

## 第 1 2 回

# 金融審議会公認会計士制度部会

2006年11月8日

金融庁 総務企画局

午前10時00分 開会

○関部会長 時間が参りましたので、始めさせていただきます。

今回で金融審議会の公認会計士制度部会は第12回の会合ということになります。大変皆さんご多忙のところご参加頂きまして、誠にありがとうございます。

本日の会議につきましても公開ということでご了解を頂きたいと存じます。

それでは、本日の議事に移らせて頂きたいと存じます。

9月の会合以来、監査法人制度のあり方に関する論点を3つないし4つ程度のかたまりに分けて順次ご議論を頂いているところでもあります。このうち前回から監査法人等の監査、責任のあり方に関する論点についてご議論を頂いているところでございますが、本日はそのうち監査法人等に対する監督のあり方についてご討議頂きたいと存じます。また、これまでの会合の中で検討できなかったその他の論点についてもあわせてご議論頂きたいと存じます。

それではまず、事務局から討議資料を説明して頂きたいと思えます。

○大来企業開示課長補佐 それでは、討議資料に沿ってご説明をさせて頂きたいと思えます。

お手元資料1-1、討議資料、H18-4、監査法人等に対する監督等のあり方のところをご覧ください。

全体、大まかに申し上げまして3つのパーツに分かれておりまして、まずイントロダクション的のところ、それから2番目が今部会長からもご紹介ありました監督のあり方、4ページ目以降その他の論点ということで、これまで検討に含めることができなかったその他の論点について記述をしているという大まかな構成になっております。

それでは中身に入らせて頂きます。

まず、1の「はじめに」ということで、証券市場がその機能を十全に発揮していくためには、企業の財務書類が適正に作成されることが必要であって、その適正性というのが確保されるためには、まずは個々の監査の現場において監査人が公正・独立の立場で適切な監査を行うこと。あるいは監査法人等による品質管理を含む業務管理体制が適切に機能すること。さらには、専門職業士団体としての公認会計士協会が適切に自主規制機能を発揮するということが必要になるろうと。

こういう監査当事者等による自律的な取り組みに加えまして、監査の質の維持・確保や非違行為の防止を図るという観点から、行政当局による検査・監督に関する規定が公認会計士法等において規定をされているところでございます。

2番目の監督のあり方のところの確認に入ってまいりたいと思えます。

まず、参入に関する規制でございます。

現行制度上、監査法人が設立の登記をして成立したときは、成立の日から2週間以内にその旨を内閣総理大臣に届け出なければならないというふうに公認会計士法の方で規定をされておりまして、いわゆる届出制という参入規制形態をとっているところでございます。

前回等ご議論頂きました有限責任形態という監査法人を導入するとした場合に、これも前回ご議論頂きましたけれども、参入に当たって例えば最低資本金制度などの規制を設けるということが論点として考えられるというご議論だったと承知をしております。

そういった場合、これらの規制の履行を担保するために必要な措置として、例えば有限責任形態の監査法人について登録制などの要件を設けるということが一般的であるというふうに考えられますけれども、どうお考えになるかという点がございます。

それから2つ目、品質管理レビューとモニタリングのあり方でございます。

2ページ目、上の3段落ぐらいは現行制度の説明でございまして、現在、公認会計士協会は会計士または監査法人が行う監査証明業務の品質管理の状況をレビューしております。いわゆる品質管理レビューと呼ばれておりまして、これは職業専門家の団体としての組織規律や自主措置を通じて監査の公正性、あるいは信頼性といったものを確保して、その適切な質的水準の維持、向上を図るということを趣旨とするものでございます。

先般の平成15年の公認会計士法改正におきましては、公認会計士協会による品質管理レビューの公平性、中立性、有効性の一層の向上を図るという観点に立ちまして、品質管理レビューを公認会計士法上明確に法律上の位置づけを与えるとともに、レビューの結果の報告を受けまして公認会計士・監査審査会が品質管理レビューのモニタリングをすることとされました。同じ法律改正で設置された公認会計士・監査審査会がモニタリングをするということとされます。

具体的な内容といたしましては、審査会が協会からの品質管理レビューの結果報告を受理するという事務を行って、当該結果報告に関して協会、あるいは個人の会計士、あるいは監査法人等に対して報告徴求、立入検査を行うことができるとされているところでございます。

この点につきまして、審査会が報告徴求、立入検査を行う権限を有する場合というのは、公認会計士法の規定に基づきまして、協会が品質管理レビューに関する報告を審査会に行った場合に法律上に限るという規定がございまして、それ以外の場合につきましては報告徴求、立入検査の権限は金融庁長官、金融庁に留保されているというところでございます。

以上の制度に関連しまして、まず日本公認会計士協会が行う品質管理レビューにつきましては、会則などにおきまして、品質管理レビューは監査事務所の品質管理の方針と手続の運用状

況をテストする目的で、個々の監査業務に関する監査調書をレビューし、監査意見の形成過程が監査の基準及び監査事務所の規定に準拠しているかどうかという観点から評価を行っているもので、その目的が個別の監査意見の審査にあるのではない、あるいは指導的性格を有するものであるというふうに書かれておまして、実効性に乏しいのではないかというような指摘。

あるいは、アメリカのPCAOB、日本の審査会のカウンターパートになるんですけども、そのPCAOBの検査は自主規制団体による品質管理レビューの介在を前提としない直接型を採用してございます。この比較において間接型の検査はその自主規制団体による品質管理レビューの介在を前提とする間接型の検査はその実効性が保たれないのではないかというような指摘がなされているところでございます。

後者②につきましては、3ページ目でございますけれども、公認会計士数が30万人を超える米英とは異なり、1万6,000人程度というところにとどまる我が国においては、専門職業士の団体による品質管理レビューを活用して審査会がモニタリングを行うことに一定の合理性があるのではないかといった指摘。それから、仮に間接型の検査を引き続き原則とする場合であっても、今後、公認会計士協会による品質管理レビューがすべての監査法人に対して行われた後には、現行規定のもとでも公認会計士・監査審査会は事実上、すべての法人に対して報告徴求、あるいは立入検査を行うことが可能となるのではないかというような指摘がございまして。

その一方で、現行法の解釈・運用によって相当程度の対応というのが仮に可能だとしても、日本公認会計士協会による品質管理が適切に機能しない場合等、審査会が直接報告徴求、立入検査を行うことを規定上明確にしておく必要が考えられるのではないか、あるいは監査法人が新たに新設・設立をされるというような場合におきましては、規定からすると公認会計士協会による品質管理レビューが完了するまでは監査審査会がその法人に対して報告徴求、立入検査を行えないのではないかというような指摘があるところでございます。

これらを踏まえまして、公認会計士協会による品質管理レビューのあり方、あるいは公認会計士・監査審査会による報告徴求、立入検査の発動要件を緩和するといったようなことについてどうお考えになるかという論点があるかと存じます。

それから(3)に移りまして、外国監査事務所に対する検査・監督のあり方という論点でございまして。

現在、我が国の制度上、外国に所在する監査事務所であって、例えば我が国において提出される有価証券報告書等の開示書類に関して監査証明業務を提供しているというものについて当局による検査・監督等に関する特段の規定はないという状況でございます。

この点、アメリカの制度、あるいはEUの第8次指令に目を向けますと、外国監査事務所について国内あるいは域内の上場会社などの監査をする場合の登録というのを義務づけて検査、あるいはEUの場合には独立の第三者機関によるチェックということを行っている、あるいは行うことを予定しているところでございます。

我が国の証券市場の健全性を確保するという観点に立ちますと、我が国において提出されるこういった開示書類等に関しまして、外国監査事務所が行う監査業務についてもその品質管理が適切になされているということが必要ではないかという観点から、一定の外国監査事務所に対しては、例えば当局への届け出、あるいは先ほど1ページ目で議論をしたところを踏まえて、形態によっては登録といったものを義務づけて、検査・監督の対象とすべきというふうに考えられますけれども、どうお考えになるかという論点があるかと思えます。

以上が監督のあり方に関する論点でございまして、3、その他の論点ということで、これまで3つないし4つのかたまりの中で含まれていなかった論点を記述させて頂いているところでございます。

まず1つ目が、個人の公認会計士の行政責任のあり方に関する論点でございまして、

公認会計士法上、監査法人が行う監査証明業務につきましても、仮に虚偽証明、あるいは法令違反というところに至っていない場合であっても、その運営が著しく不当と認められるような場合には、内閣総理大臣は必要な指示あるいは処分を行うことができることとされております。

一方で、個人の公認会計士につきましても、その業務の遂行の方法が著しく不当であることが審査会による検査等によって判明した場合であっても、虚偽証明や法令違反に至っていないような場合にはその是正を図るための行政措置というのが法令上存在していないということになっております。

この点を踏まえまして、監査の質の維持・向上、あるいは非違事例の防止という観点から個人の公認会計士につきましてもその業務の遂行の方法が著しく不当というような場合には、例えば行政が必要な指示、あるいは処分といったものを行うことを可能とすべきではないかという指摘がございまして、どうお考えになるかという論点。

それから、個人の公認会計士が虚偽証明を行った場合、これは故意によるもの、過失によるもの2種類があり得ますけれども、故意によるか、過失によるかによって行政責任の量定の範囲、選択肢が異なっております。具体的には故意の場合には現行制度上、業務停止命令あるいは登録抹消、過失の場合には戒告または業務停止命令という姿になっております。

この点、監査法人の社員が虚偽証明を行った場合には、故意・過失の別を問わず、戒告、業務停止命令、解散命令という3つの類型が当該監査法人に対する行政処分の量定の範囲の選択肢となっておりまして、法人の方はこの差を設けていないという姿になっております。

5ページにまいりまして、個人の公認会計士による過失に基づく虚偽証明につきましても、その態様によっては故意に基づくものと同等に悪質な事例というものが想定されますことから、故意の場合と同様に行政責任の追及をすることができるようにすべきではないかという指摘がございますけれども、どのようにお考えになるかという論点があるかと存じます。

それからその他の論点の2つ目、監査報告書への署名・押印というところでございます。

現在、監査法人が作成する監査報告書への署名につきましては、法人名を記載した上で業務執行社員による自署・押印がなされております。

監査法人が作成する監査報告書について、署名・押印などについてどの範囲でどのような形で求めるかということについては、組織的な監査をどうとらえるかということに関する考え方とリンクをしているのではないかと考えられます。

この点、例えば英米におきましては筆頭業務執行社員が監査事務証明を署名するという一方で、個人名は出てこないという一方で、大陸の仏独におきましては、筆頭業務執行社員が自署をするというふうにされているところでございます。

監査法人が作成する監査報告書につきましては、監査法人と個人の業務執行社員の双方が適切な役割分担のもとでその適切さを確保していくという考えに基づくんだということであれば、我が国における現在の署名・押印の方法は一定の合理性があるというふうに考えられますけれども、どうお考えになるかという論点。

それから、「なお」とありますけれども、個別の監査の審査などに当たります品質管理を担当する部門の社員、あるいは経営に関する意思決定を行う部門の社員として品質管理体制の構築をするような任に当たるような社員、こういった社員の責任の所在を明確にしておくべきという指摘が重要かと存じます。

この点につきましては、あえてそういう社員の署名・押印を求めることをしなくても、例えば有価証券報告書等開示書類において一定の情報の開示を求めるということで足りるという考え方もあり得ると考えられますけれども、どうお考えになるかという論点があるかと思えます。

それから3点目、継続的専門研修制度でございます。

公認会計士が監査証明業務を的確に行うためには、資格を取得した後も継続的にその専門的能力と幅広い識見を維持・向上させていくことが重要であると考えられます。この点、平成15

年の改正におきましては、公認会計士法に「公認会計士は、内閣府令で定めるところにより、日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修を受けるものとする」という規定がなされまして、継続的専門研修制度によって、公認会計士の専門的能力などの確保を図っているところでございます。

公認会計士協会の方では、この継続的専門研修制度に関する規則におきまして、会員の継続的専門研修の所定単位数を定め、義務不履行者に対して氏名や所属する監査法人の名称等の公表、あるいは監査業務の辞退勧告等の措置をとることができるというふうにされておりますけれども、こういったルールの徹底等についてどのようにお考えになるか。あるいは、この関連で公認会計士の資格について更新制を設けるべき、あるいは研修を受けるだけでは足りず、一定の考査を義務づけるべきといった指摘がございますけれども、どうお考えになるかという論点があるかと思えます。

それから、その他の論点、4点目。社員の競業禁止規定のあり方でございます。

公認会計士法上、監査法人の社員につきましては、法人の業務の範囲に属する業務を自己あるいは第三者のために行ってはならないというふうにされているところでございます。この競業禁止の制度につきましては、監査証明業務のみならず、監査法人の定款で定める業務の範囲に属する非監査証明業務についても及ぶと、競業してはならないということとされております。

この点、会社法上の合名会社におきましては、これと同様、類似の規定が存在するところでございますけれども、定款あるいは総社員の同意によって競業禁止が解除されるというふうにされております。

一方で監査法人については、定款または総社員の同意によっても競業は認められない、禁止の解除がなされないということとされております。

ちなみに、弁護士法におきましても弁護士法人の社員の競業禁止が規定されているところでございますけれども、他の社員のすべての同意があれば、承諾があれば解除されるというふうにされているところでございます。

この点につきましては、こういった社員の競業禁止規定の存在が個人の公認会計士による監査法人の組織化を敬遠させているのではないか、あるいは監査法人を組織した場合であっても社員が個人の公認会計士として非監査証明業務を行い得るようにあえて監査法人の定款には非監査証明業務を業務として書き込まないということがあって、したがって法人としてそのような業務をやらないということから、収益基盤を脆弱なものとしているのではないかといったような指摘が存在するところでございます。

これに対しましては、7ページでございますけれども、監査法人の社員の競業禁止は、競業的活動によって、会社の犠牲において私利を図ることを防止するための私法上の利害調整を趣旨とするという会社法上の合名会社等とも共通する趣旨に基づくものであると同時に、監査法人につきましてはさらに適正な組織的監査に向けて社員相互の緊密な協力関係の維持を趣旨とするものであるというふうに考えられてきているというその考え方との関係をどのように考えるか。

あるいは、例えば監査法人の全社員の同意があるという場合に競業禁止を解除するという仮定に立った場合であっても、監査法人が監査証明業務を提供しているような非監査会社等に対して、社員が非監査証明業務を提供するという点についてはやはり問題が残るのではないかというような論点が存在するのではないかと考えられるところでございます。

こういった点を踏まえまして、監査法人の社員の競業禁止のあり方についてどのように考えていくかという論点があるかと考えます。

以上で監督のあり方、あるいはその他の論点、それから前回までの議論を含めるとガバナンス、ディスクロージャー、独立性、地位の強化のあり方、責任のあり方等含めて論点を一通りということでございますけれども、このほかに公認会計士・監査法人制度に関して検討しておくべき論点が仮にございましたらご提示いただければ幸いかと存じます。

事務局からはとりあえず以上でございます。

○関部会長 ありがとうございます。

公認会計士・監査審査会におきましては、小規模監査法人及び個人事務所について検査を行ってきたと承知しております。その過程で発見された問題点等には、事務局資料にも出てまいりました個人の公認会計士の行政責任に関連するものも含まれているとのことですので、この機会に公認会計士・監査審査会よりご説明頂きたいと存じます。よろしく願いいたします。

○振角公認会計士・監査審査会事務局長 それでは公認会計士・監査審査会事務局長の振角でございます。私の方から説明させていただければと思っております。

公認会計士・監査審査会からは、既に7月10日の第8回制度部会におきまして4大監査法人に対する検査結果を取りまとめた「4大監査法人の監査の品質管理」について報告をさせて頂いたところであります。

本日はそれに加えまして、ただいまご紹介もありましたけれども、これまでの小規模監査事務所に対する品質管理レビューの審査・検査の事例等を踏まえ、今般お手元にあると思っておりますけれども、「小規模監査事務所の監査の品質管理について」という題で中間的な報告を取りま



とめましたので、この機会に簡単に紹介させて頂くとともに、それによりまして先ほど論点の中に紹介がありましたけれども、「その他の論点」の(1)ということで、個人の公認会計士の行政責任という問題提起をさせて頂いているところがございますけれども、その補足的な説明もさせて頂いていただければと思います。

それでは資料に基づきましてご説明させて頂きたいと思います。

資料は3つに分かれておりまして、まず資料2-1の概要という2枚紙、次の資料2-2という本体編、最後に資料編の2-3という3つがあると思いますけれども、ご確認いただけますでしょうか。

本日は時間の関係もありますので、概要という2枚紙を中心に適宜、本体編、最後の政策提言のところに関しましては資料編を使いましてご説明いたしたいと思います。

それではまず最初の概要という紙を見て頂きますと、最初に書いてありますように我々の審査会は審査基本方針等に基づき平成16年度及び平成17年度の日本公認会計士協会による品質管理レビューに関して審査・検査を行っているところでありますけれども、これまでの小規模監査事務所に対する審査・検査の事例等の集積を踏まえ、今般、「小規模監査事務所の監査の品質管理について」として中間的な報告を取りまとめたところがございます。

今回の報告の内容でございますけれども、中段以降見て頂きますと、本報告書の構成ということで、そこに書いてありますように①から⑤まで5つの内容から構成している内容となっております。

本日は、主に①あるいは④、⑤を中心に本体編を使いながらご説明いたしたいと思います。

まず最初の小規模監査事務所の概要でございますけれども、これにつきましては本体編をまず見て頂きたいと思います。資料2-2の1ページ目を開いていただけますでしょうか。

まず、ここで小規模監査事務所と言っている言葉でございますけれども、これは今回初めて定義したものでございますので、何を言っているかということをもまず書いております。

小規模監査事務所とは、監査法人のうち4大監査法人と、それに続く20法人を中規模監査法人と言っておりますけれども、それを除きましたものと、それに個人の公認会計士を加えたものというように一応定義をさせて頂いているところであります。

具体的には平成16年度、17年度の品質管理レビューに対象となった小規模の監査法人と個人事務所併せて216を対象として本報告はまとめておるということでございます。

そのような小規模監査法人・事務所が今どのような状況になっているかというのを参考までに次のページでご説明いたします。小規模監査法人と個人事務所と2つの形態に分かれる

わけですが、まず小規模監査法人につきまして申し上げますと、その2ページの左下に書いてありますように4大監査法人に比べると規模について著しい格差が見られます。4大監査法人の場合でございますと証取法の監査会社数はその表で見て頂きますと平均で952社ということで約1,000社ぐらいであるのに対しまして、小規模の監査法人では平均でわずか3.6社ということですし、それに従事する所属公認会計士数も括弧書きで書いておりますけれども4大監査法人の場合は、1,666人と非常に大規模なのに対して、小規模監査法人は8.3人ということでございまして、かなりの格差が生じています。また、本文のなお書きにも書いてありますようにこういう状態でございますので、小規模監査法人の中には特定の被監査会社に業務収入を依存しているものも見られるというような状態にあるということでございます。

次のページを開いて頂きます。今度は個人の事務所でございますが、個人の事務所の場合はもっと規模が小さくなります。

所属公認会計士数では1事務所平均1.9人。また、証取法の会社数でいいますと1事務所平均1.3社というふうに非常に規模が小さくなります。さらにその実態を見てみますと、その表にも書いてありますけれども、6割超が税務業務を主体としておりまして、1割弱はコンサルティングその他業務を主体としており、監査業務を主体としているのは3割弱というような状態になっております。

全国の証券取引法監査会社は4,730社あるわけでございますけれども、そのうち個人事務所が関与しているものは226社ということで、約5%弱関与しているんですが、その中では資本金5億円以上の会社が6割、さらに10億円以上の会社を見ても4割ということで、かなり大きな会社でも個人が関与している例も依然としてあるということが言えるかと思えます。

このような小規模監査事務所に対して、我々は昨年来いろいろな観点から品質管理上の問題点がないかということをいろいろチェックしているわけでございます。

4ページに書いてありますように、我々としましてはこういうような小規模監査事務所が監査業務を適切に実施するため、事務所としての品質管理についての方針と手続を定めているか、またその方針等に依り個々の監査業務を適切に実施しているか否かの観点から審査・検査を行っております、本報告では以下に掲げます5点につきましていろいろな取りまとめを行っているということでございます。

最初の監査手続で、まず監査の基本的な方針を定めている監査マニュアルの整備がどうなっているかという点でございます。その辺については次の5ページを見て頂きますと、品質管理レビューにおきましては、小規模監査法人で2割超が監査マニュアルの整備が不十分との指摘

を受けているということで、具体的には監査マニュアルに具体的な実務方針が明確に記載されていない、あるいは監査基準が改定された場合、それが未改訂であるというような指摘を受けております。

さらに、我々の審査会が実際に審査した事例におきましては、地方事務所を設置している小規模監査法人で、各地方事務所独自の監査マニュアルを使用し、共通の監査マニュアルに統一しないものが見られるというような指摘をしているところでございます。

以下、先ほど申しました5項目にわたりまして詳細な指摘をしているわけでございますけれども、本日は時間の関係もありますのでそれはちょっと後でゆっくり見て頂くということにしまして、もとの概要ペーパーに戻りまして指摘の概要だけをまずご紹介いたしたいと思っております。

概要の2ページ目を開いていただけますでしょうか。裏側でございますが、3の監査の品質管理上の問題点というところで今の本体編のペーパーの概要をまとめています。

先ほど申しましたように5点に分けて指摘しておるところでございます。

最初の監査手続についてでございますけれども、監査マニュアルの整備というのは既に見て頂きました。さらにその後、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案、監査調書の記録、あるいは確認、会計上の見積もりという各項目に関しましてどのような指摘事項、あるいは問題点があるかというのを記載しているところでございます。

具体的にはリスク・アプローチに基づく監査計画の立案というのは非常に重要な項目でございますけれども、これに関しては小規模監査事務所のほとんど、9割が指摘を受けておることということでございます。また、幅広い項目におきまして監査調書等の文書化に問題が見られているという指摘をしております。

2番目は、監査意見表明のための審査でございます。

監査の責任者は監査意見の表明に先立ちまして、監査意見が監査基準等に準拠して適正に形成されているかどうか、第三者による審査を受ける必要があるわけでございますけれども、これに関しまして小規模監査事務所の6割にいろいろな点で問題が見られているという指摘をしております。

第3は、監査契約の新規締結及び更新でございます。

監査責任者は監査契約を締結あるいは更新するに当たりましては、監査対象会社が社会的、経済的にいかなる状況等にあるかを慎重に精査して契約の締結・更新を行う必要があるわけでございますけれども、小規模監査事務所につきましてはその3割にリスク評価に問題が見られているという指摘をしております。

4番目と5番目はそれぞれ前回の法律改正によりまして大会社等につきましては監査責任者の交代制の導入、あるいは共同監査をしなければいけないという義務化が図られているところでございますけれども、④のローテーションにつきましては個人事務所のほとんどと小規模監査法人の4割に問題が見られる、あるいは共同監査についても共同監査の協定書を締結していない等の状況が見られるというような指摘をしているところでございます。

このように各般にわたりまして小規模監査事務所におきます監査業務に関しては品質管理上の問題点があるという指摘を、これは約20ページにわたって詳細にしておりますので、本体編を後でゆっくり見ていただければと思います。

それを踏まえまして、ではその中で具体的にはどのような事例があるかというのを27ページ以降、本体の資料で取り上げておりますので、またちょっと恐縮でございますが、本体編に戻って頂きまして27ページを開いていただけますでしょうか。

そこに事例という形で3事例を取り上げておるところでございます。

最初の事例1というのは、上場会社に対して個人の事務所が長期間にわたって監査をしているというものでございますけれども、2に掲げておりますように監査手続上の問題点が広範に見られるということで、ここでは抽象化しておりますけれども、5項目にわたって問題点があるというふうに指摘しておるところでございます。

事例2に関して言いますと、これは商法の特例法の監査会社に対してやはり個人の事務所が長期間にわたって監査をしているものでございますけれども、これについてもそこに掲げているような6項目にわたって広範な指摘がされているわけでございます。

さらに次の事例3でございますけれども、これは上場会社に対する個人事務所の監査でございますけれども、前任の監査人が監査意見を表明せずに辞任したにもかかわらず、次に引き継ぎました個人事務所は監査契約を締結した後、わずかな期間で十分な念査を行うことなく監査意見を表明しているということで6点にわたる、これも幅広い指摘を受けているという状況でございます。

このようなのが個人事務所の監査の実態の一端をあらわしているということだと思います。

それを踏まえまして、問題点の総括を次の30ページ以降で行っておりますのでそこをご紹介させて頂きたいと思っております。

基本的には読み上げる形でご紹介いたしたいと思っておりますけれども、大会社等の監査を行うための体制に基本的には問題があるのではないかとということです。

1つは監査マニュアル等についての指摘でございます。

4大監査法人も既に報告しましたようにいろいろ問題があるわけですが、それでも詳細な監査マニュアルを独自に作成しておりまして、法令等の改正や海外提携先のノウハウも導入しながら適宜に改訂しているところでございます。また、監査マニュアルの内容については所属の社員及び監査職員に対して研修など通じて周知に努めておるところでございます。

これに対して、今回見ました小規模監査法人におきましては、先ほどご紹介しましたように適時に改訂されていない、あるいは統一的に利用されていないなど整備・適用に不十分な状況が見られます。

また、小規模監査事務所におきまして、リスク・アプローチに基づく監査計画立案に関する方針と手続の策定が不十分であると品質管理レビューで指摘されている事務所が少なからずあり、大会社等の監査を行うための基礎が不十分な状況が見られるという指摘をしております。

さらに、次のページですけれども、監査体制につきましても指摘しております。

4大監査法人は監査業務に必要な監査資源を配分し、大会社等に対する組織的な監査をなし得る状況にある。しかしながら、小規模監査事務所の場合には、先ほど説明しました小規模監査事務所の概要からも明らかなように、社員及び特に常勤の監査職員等監査資源が4大監査法人に比較し相当に少ないことなどから適切な配分が困難な状況になっているということで、1つ具体例を挙げさせて頂いております。

例えば、ある上場会社の監査を担当した個人事務所における監査チームは、監査責任者2名のほか、常勤職員は会計士補1名のみであり、これに非常勤の公認会計士3名が加わる編成となっているということですが、一方、ほぼ同規模の上場会社の監査業務において、4大監査法人では監査責任者3名、公認会計士7名、会計士補3名のすべてこれは常勤で13名の常勤者を対象とした監査チームを編成している例が見られるということで、かなり体制面においても困難な状態が見られるという指摘をしております。

さらに審査体制でございますけれども、これは法人か個人事務所かによってちょっとありようが違いますので書き分けて指摘しておるところでございます。

小規模監査法人ではおおむね審査体制は整備されているものの、4大監査法人のように担当事務局を置く重層的な仕組みではなく、審査の都度、日程を調整し、審査担当者を参集して開催されるものが多い。しかしながら、使用人である公認会計士を審査担当者として選任しているもの、監査業務を実施している業務執行社員自らが審査を実施しているもの、審査担当者の個人での税務業務と法人の審査日程との調整がつかず事後審査となっているものなど監査事務

所の人員不足などに起因した不適切な事例が見られるということでございます。

また、個人事務所に関して言いますと、これは所属する公認会計士が少人数で審査体制を構築することが困難なため、外部の公認会計士に審査を委託しているところがほとんどである。しかしながら、委託審査員との日程調整がつかずに審査が事後となったものや未実施のものが見られ、また監査報酬が低廉であるため審査を省略したとするもの、全く審査を受けたことがないものなど審査に対する認識が薄いということでございます。

さらに、次のページを見て頂きます。

今まではどちらかというと客観的な体制面の指摘をしておるわけでございますけれども、次は意識という面でも指摘しておるところでございます。

当審査会における報告徴求に対しまして、小規模監査事務所においては、監査従事者がおのおので別途税務事務所を営んでいることなどから統一した監査マニュアルのもとに組織的に監査を行うことが困難であると回答しているものが見られ、また監査マニュアルを整備していても社員間の意思疎通はできており支障はないと回答しているものも見られる。

また、税務業務が忙しいために審査日程が調整できずに監査意見表明までに審査が終了していないものがあり、監査事務所の社員等において監査の品質管理に対する意識が不十分な状況が見られるということで、意識面においても問題があるという指摘をさせて頂いております。

最後の3番目でございますけれども、これは監査事務所の問題というよりも、被監査会社においても我々がいろいろなヒアリングをしている中で問題が生じたということであえて指摘させて頂いている点でございます。

我々の審査・検査の中におきましては2例がそういう観点から問題だと思ってそこに記載しております。1つは、個人事務所が実施した商法特例法監査会社の監査において、監査人は被監査会社から仮に監査人が不適法意見としても、監査人の監査結果を相当でないとし、計算書類を株主総会で承認することもできる旨の発言を受けたとしている事例。

さらに、小規模監査法人が実施した上場会社の監査においては、債権の確認について被監査会社から確認状の一部の発送をやめるようにと要請があったとしている事例等がかいま見えるところでございますけれども、我々としては被監査会社は開示情報の提出者として適正な企業内容の開示を行うべきことを改めて認識する必要があるということでございまして、我々の職務権限から逸脱する話でございますけれども、ここで問題意識を提示させて頂いているところでございます。

これを踏まえまして、我々としても制度的な問題点として指摘したい点が次のページでござ

います。

これは先ほどもう既に論点として説明がございましたのでちょっと重ねての説明になるかもしれないけれども、説明させていただければと思います。

先ほど資料編というのは最後に使うといいましたが、その資料編の最後のページに関連条文というのがございますので、それもあわせて参照いただければと思います。

それでは説明をさせて頂きたいと思います。

公認会計士法におきましては、第34条の21第1項において、監査法人が公認会計士法もしくは同法に基づく命令に違反したときに加え、さらに監査法人の行う監査業務の運営に著しく不当と認める場合において当該業務の適正な運営を確保するために必要な場合には当該監査法人に対して必要な指示をすることができるかとされているわけでございます。

これに対しまして、すぐ上にあります第34条の2という条文。これは公認会計士に対する指示の条文でございますが、これは公認会計士法、あるいはそれに基づく命令に違反したときしか必要な指示はできないというふうに書いてあるわけでございます。したがって、小規模監査事務所において、先ほど見ていただいた事例などに掲げるような監査手続上、問題が幅広く見られる監査業務が実施されている場合には小規模監査法人であれば著しく不当ということで必要な指示ができるわけですが、個人事務所である公認会計士に対しては必要な指示ができないという法体系になっているわけでございます。しかしながら我々としましては上場会社等に関して依然としてかなりの個人の公認会計士がタッチしているという状況にかんがみますと、公認会計士に対しても監査法人と同様に監査業務の遂行が著しく不当な場合には必要な指示を行うこととしてその業務の改善を図る必要があるのではないかというふうに考えているという点が第1点でございます。

第2点は、公認会計士法におきましては、監査法人についてその運営が著しく不当と認められる場合には監査法人については懲戒処分ができるかとされているところでございますが、これは第34条の21条第2項の第3号というところに書いてあります。すなわち、監査法人に対しては法令違反だけではなくて運営が著しく不当と認められる場合にも処分ができると書いてあるわけですが、公認会計士に関しては同じような規定がないということでございます。先ほどいろいろな事例を見て頂きましたが、個人の公認会計士においても基本的には必要な指示を行えるようにすることがまず必要かと思いますが、非常に悪質な場合にはやはり同様に懲戒処分もできるというふうにするべきではないかという問題提起をしております。

さらに、3点目でございますが、個人公認会計士については故意と過失とでは行政処分の対

応が異なっているという説明が先ほどありましたが、我々見ている状況によりますと、相当の注意を怠って重大な虚偽等のある財務書類を重大な虚偽等のないものとして証明した場合にも登録の抹消も選択肢として加えるべきような事例も拝見できますものですから、そういうことも検討されてはどうかということをおっしゃいます。

それを表にしたものが資料編を1ページさかのぼって18ページを見て頂きますと、そこに出ていますのでそれの方がわかりやすいと思います。

それを見て頂きますと、監査法人に関しますと、右側に書いているようにかなり懲戒処分等は整備されているわけですが、個人の公認会計士に関していいますと、まず「業務（運営）が著しく不当」という下から2段目でございますけれども、これに関して一つは監査法人の一番下に書いてある業務改善の指示、これは行政処分ではありませんけれども、それがまずない。さらに、戒告から解散という懲戒処分もないというのが我々側から見ると法の欠陥に等しいのではないかとおっしゃっているところがございます。

さらに上の2つ、すなわち、虚偽または不当の証明を故意でした場合、あるいは重大な虚偽または不当な証明を相当な過失をもってした場合、右側の監査法人の場合は同様な懲戒処分の内容になっているのに対し、個人の公認会計士の場合は処分内容が異なっているということでございますけれども、この辺は同様にしてはどうかという指摘でございます。

以上、ちょっと時間をとらせていただきましたけれども、よろしくご検討いただければというふうに思っているところでございます。

○関部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局討議資料に沿って委員の皆様方からご意見をちょうだいしたいと思います。

議論のやり方なんですけれども、2つに分けて、1つは監査法人に対する監督のあり方、これとその他の論点、2つに分けて議論することが議論の進め方としては効率的ではないかと思っておりますので、そういうことで進めさせて頂きたいと思っております。

それではまず、監督等のあり方からご議論頂きたいと思っておりますが、どなたからでも結構です。順次、意見を出して頂きたい。

大崎委員、どうぞ。

○大崎委員 今、振角事務局長からご説明頂いた内容は私は非常に驚いたといえますか、相当何かすごいことが起きているのではないかなという感想を持ったんですが、この点に関して1つだけご質問申し上げたいことがございまして、これは基本的には品質管理レビューが行われてその結果を踏まえての検査をされたというふうに理解しているわけですが、品質管理レビュ



一においていろいろな指摘が行われたというふうにご説明頂いたわけですが、いわゆる品質管理レビューに基づく勧告に至ったものがあったのかどうかという点についてちょっと教えていただけますでしょうか。

○振角公認会計士・監査審査会事務局長 今まで我々が品質管理レビューに基づく勧告を行ったのは、先ほど冒頭にご説明申し上げました4大監査法人についてでございます。

それ以前に我々がやりましたものは、まず公認会計士協会がどのような品質管理レビューをやっているかということについて実態調査を行いました。その後、西武鉄道事件がございましたので、どちらかという個人公認会計士が長期間関与しているものについてまず徹底的に調査しろという当時指令を受けましたので検査を行いました。その結果、個人会計事務所については品質管理について、業務運営上不当な状況はかなり見られたんですけども、それについて勧告する規定がないものですから……

○大崎委員 すみません、私の質問の仕方が悪かったかもしれないです。品質管理レビューに基づく協会としての勧告という制度があったかと思うんですが、この指摘というのはすべて勧告がなされたものなんですか。

○藤沼委員 協会は品質管理レビューをやっております、4大法人は2年に一度ですが、それ以外のところは今までは3年に1度訪問するというので、毎年3分の1ずつ品質管理レビューをやっている。改善事項があれば改善勧告というものを出してございまして、協会の品質管理レビューの結果は毎月、公認会計士・監査審査会の方に報告をするということになっております。ですから、今回の結果は公認会計士・監査審査会が公認会計士協会が実施した品質管理レビューの審査と必要と認めた事務所を立入検査をした結果まとめた問題点という形で出てきている。

公認会計士協会は品質管理レビューの結果の内容については従来外に公表していなかったわけですが、会員だけにとどまる半期及び年次の総合的な結果の公表はしていました。しかし、こういう形で大・中・小という事務所のサイズ別に分けて小規模事務所についての固有の問題点というような形では公表していなかったということでございます。

○大崎委員 そういうことをお伺いしたのは、私、この検査結果のご説明なんかを伺ってございまして、品質管理レビューというのが実効性を持っているのかということについて若干疑問に思わざるを得なかったということでございまして、つまりこちらの事務局でつくられた紙でも実効性がどうか検討するべきということを書いておられるんですが、私は自分自身、監査業務をやったことがないのでもしかすると大げさに考え過ぎなのかもしれませんが、何か基本的

なことを全然やっていないというようなケースが多々あったというふうに理解したものですから、およそ監査というものが形骸化してしまっているようなものもあるのではないかと。しかも、それが上場会社に対する監査のケースにすらあると。

例えば振角さんの資料の29ページにある事例3なんていうのは相当問題なんじゃないかなというふうに思ったりいたしまして、そういったことがレビューということで必ずしも是正されてこなかったんだとしますと、やはり何かもう少し直接的な監督規制のようなものも、別に私はレビューと対立するものではないと思っております、レビューはレビューで行って頂くことがいいと思うんですが、それを補完するといいますか、それが終わっていないと立入検査ができないんだというような杓子定規な形でなく、問題があれば柔軟に対応できるような形で監督の仕組みもちゃんとつくっておいた方がいいんじゃないかなということを思った次第でございます。

事務局の資料の3ページのところで、会計士の数が多い米国、英国と違って少ないので品質管理レビューを活用しつつモニタリングを行うことに合理性があるのではないかと書いてあったんですが、これは私は逆ではないかと思っております、物すごく数が多いと直接監督するといっても手が行き届かなくて大きな政府になってしまうから専門職業団体を使いましょうというのはよくわかるんですが、人数が少ないのでありますから、逆に人数の少ない中での相互監視をして頂くよりは外部から監督する方が効率的だというのがむしろ自然な考え方なのかなと思った次第でございます。

○増田（宏）委員 会計士協会の品質管理を担当している立場上、ちょっと一言申し上げておきたいんですけども。

先ほど振角さんの方からお話のあった件ですが、今大崎さんの方からご指摘のあった件なんですけれども、これは会計士協会品質管理レビューでこういう問題というのが出てきているんだという理解をしてもらわなければいけないと思うんですね。

だから先ほどちょっとご説明がございましたけれども、平成15年の会計士法の改正で16年から会計士協会が品質管理レビューを行った後、公認会計士・監査審査会がモニタリングをするという仕組みになったわけです。その結果、協会の行っているレビュー自体もそれなりにきちっと機能しているということが出てきた結果こういう指摘もありますし、それから先ほどご指摘のあった上場会社について問題があった場合もこういう指摘をしているということなのであって、もう一つ申し上げておきたいのは、この前もちょっとご紹介しましたけれども、IOSCOという証券監督者機構というのがございますけれども、こちらでも直接的な規制、アメリ

方式のPCAOBが直接検査をするという方式と、それから日本の公認会計士協会が品質管理レビューをやりましてその後公認会計士審査会が検査をするという両方の仕組みを認めているわけなんです。両方とも実効性はないとかいう段階ではまだなくて、実は今始まったばかりで、先ほどちょっとご指摘がありましたけれども、従来、会計士協会の会則においても、教育的・指導的というようなことが書いてあったんですけれども、それを強力な指導をするというふうに直しまして、会則上も強化するということを明らかにしたわけです。その結果、この2年ぐらゐの間に相当効果が出てきているということをご理解頂きたいなと思っています。

だからこの中身において直接規制か間接規制かという議論はあるとは思いますが、まだ結果はそれほど出ていないところで実効性がないという議論に入ってしまうというのはまだ早いような気がしまして、実際、担当している私の立場からしますと、品質管理レビューの結果、相当改善も進んできていますし、この前ちょっとご紹介しましたように特に上場会社については登録制というのを今度設けて、個人事務所の情報そのものを出す。つまり、品質管理レビューの結果、問題があればその個別の事務所名を公表するとともに、その改善の状況についても出す、公表するというのを今導入しようとしています。これは先ほど会長の方からちょっと説明がありましたけれども、従来は統計的なデータしか出していませんで、個別の事務所には改善勧告するだとか、改善しろということをちゃんと指導してきているんですけれども、それ以上にもっと強化する。これは世間に公表しますよという仕組みをよりしようとしているわけです。

○大崎委員 私の方にも確かに若干誤解もあったのかと思うんですけれども、そうしますと例えばここで今、振角事務局長からご紹介があったような、割と悪質そうな事例に関しては協会としてももう既に勧告をされ、その改善状況はフォローされているという理解でよろしいわけですか。

○増田（宏）委員 そのとおりで、この後、こういう個別の問題については品質管理レビューの方の担当ではなくて、監査業務審査会というのがあるんですけれども、そちらの方で個別事案として検討してまして、言ってみれば綱紀事案ということになりますので、綱紀審査会の方に回るといふようなことが考えられるんです。

個別の事例についてはちょっと詳しく申し上げるわけにはいかないんですけれども、一応そういう段階にあるというふうに理解して頂いていいと思うんです。

○伊藤委員 私は、立場をはっきりしておかなければいけないのもうしあげますが、公認会計士協会の品質管理審議会の審議委員をスタートのときからやっています。審議会の経緯を申

し上げますと、スタートのときは自主規制でまず何か機能向上をやらなければいけないということで、賽の河原の石積みみたいなものを、協会が大変な人数と労力をかけてやっているんです。各監査事務所は3年に一遍回ってくるものです。

品質管理審議会の席上では、事務所ごとの具体的な細かい問題件名は出てきませんが、私もレビューの実態内容、即ちリスクアプローチの機能向上と改善の過程をずっと見させて頂いたわけです。大崎委員のおっしゃるようにもう少し突っ込んでという点も確かに多々あります。しかし、平成16年から新しく法律が変わって審査会が出てきて、ですからそこから新しくなって審査会による具体的な踏み込み調査も行われるようになったことは事実です。さっき言ったように、協会としては個別不詳事問題は別の委員会で検討をやっており、ここでは全体のモニタリング機能の底上げをやっているんです。つまり、機能ができているかどうかということをもまず調査対象の前提としてスタートしている。したがって、個別事案についての懲罰というのは別の委員会に移してやっているんです。

ですからそのやり方は今後協議会をつくって改善しようとしているんですが、私は地味な仕事ではありますが、やはり全体的な底上げをやらないといけないのではないかとということで、あえて監査法人同士のピアレビュー式のアメリカとは違うやり方のカナダ方式をとってやっているんです。私はこの底上げはこれでやらせるべきではないかと思います。

ただ、大崎さんも驚いたようにこれがあまり外部にきちんと公表されていないことは事実なんです。我々自身ももっと外部に公表はやらなければいけないということは申し上げているので、これは改善されたらいいと思います。従って、これ自体が非常に問題があるということでは私はないと思うので、これはこれでやらせて、おっしゃるとおり審査会との協力をさらに一歩進めるということが私はいいのではないかと思います。

以上です。

○増田（雅）委員 協会さんの方で品質管理レビューの実効性を高めるためにいろいろご努力されて改善されてきていらっしゃるというのは十分理解しているんですけども、それでもやはり協会の品質管理レビューとそれから審査会のモニタリングと2段階で監査が適正に行われているかというのをチェックする体制になっている以上、やはり大もとのレビューの方をかなりしっかりやってもらわないといけないのではないかというふうに考えるわけです。

いろいろ改善勧告で改善されないような事務所の名前を公表されるとかそういうふうにだんだん性格を変えてきていらっしゃるんだというご説明ですけれども、それであれば会則の方も参考資料の方についていますけれども、「品質管理レビューは、指導的性格を有するものであ

り、摘発又は懲戒を目的とするものと解してはならない」とか、それからプレスリリースの方で、目的は個別監査意見の審査にあるのではないというようなことを言われていますけれども、こういうものだとやはり何か腰がひけているのではないかなと、ちょっと身内に甘いのではないかなというような疑いを持たれかねないわけですから、もう会則も改めてやはりレビューの目的というのは監査が適正に行われているかどうかというのをチェックするんだ、それも問題があった場合には相応のペナルティを協会としても科すものなんだというのを明確に規定して厳しい姿勢でやるんだというのを示した方がよろしいのではないかというふうに考えます。

○関部会長 その点いかがですか。

○増田（宏）委員 ちょっと誤解があると思うんですね。品質管理レビューというのは、要するに品質管理の体制を見るという、先ほどちょっとご説明がありましたけれども、そういうことなのであって、個別の問題についてチェックするということではないんですね。つまり再監査をすとかそういうことではない。

実際に今おっしゃられた個別の会社で問題があるというものについては、先ほどちょっとご説明しましたけれども、個別事案を摘発する方の委員会がございまして、そちらの方で現実に行っているんです。この間ちょっとご紹介がありましたけれども、年間20件ぐらいあるという話がありましたが、ちょっと多いのではないかというお話がありましたが、そういう委員会が別にあるんですね。こちらの方は監査の実施状況を見て、これは監査の品質管理体制として問題がある場合改善するということを通じて監査の品質を上げていこうということなんです。ですから、ある意味で非常に予防的な問題なんです。

監査というのはちょっとご説明させていただきますと、個別の手続が一部漏れていたというようなことがあっても全体として見た中で監査意見を出していくわけなんです。だからすべて100%手続が出ていないとダメだというものではないですね。つまり重要な手続がずっと実行していきまして、部分的に漏れているものがある、あるいは重要な手続の中でできないものがあった。例えばこの間ちょっと話題がありましたけれども、確認状の話がありましたけれども、確認状出してくれない相手があるわけです。その場合に、それを補完する手続によって補うことができればそれでいいわけです。そういうふうな監査上の全体としてカバーしたものが例えば90%以上カバーできている、あるいは8割以上カバーできているということになると、監査の意見そのものは出せる。ただ、問題なのは、絶対やらなければならない手続がありまして、それについてはこれは監査の品質管理でもそういうことをやっていないということになるとこれは問題点がありますよ、品質管理上、体制として問題ありますよという指摘をして改善勧告

をしているということなんです。

先ほどの振角さんの方で説明のあった中で例えばリスク・アプローチに基づく監査手続をやっていないかったとか、審査を受けていないだとか、そういう個別の手続があります。そういったものがきちっとできていないということになりますと、これは監査の品質管理体制として問題があるということで改善を求めるということをやっています。その過程の中で個別の問題で、これはおかしいのではないかとということがあれば、先ほど言った綱紀の方につながる監査事務審査会ということで個別事案をもっと詳しく本人を呼んで聞いて、調書も見せてもらって調査していきまして、これは監査上問題がある、監査事案として問題があるということであれば綱紀審査会の方に回るというふうになっているんです。

だから基本的にこの前ちょっとお話ししたそういうものもありますし、ホットラインに入ってくるものもありますけれども、品質管理の方は基本的にそういう改善を求めるとというのが基本的な趣旨なんです。

○増田（雅）委員 その辺はよくわかっているつもりなんですけれども、それにしても手続等に瑕疵があって、それを協会のレビューで改善を勧告してもなお改善されずにもう一回次のレビューで同じことが指摘されるというようなケースも多いという報告が以前たしかありましたから、そういうようなケースについても指導だというのでよろしいのかなという感じが非常にするわけです。だから個別具体的な問題のある監査結果が判明した場合だけではなくて、それを監査する手続、品質管理の体制に問題があった場合にもやはり指導というよりはもうちょっと厳しい対応が必要なんじゃないかなというふうに考えるわけです。

○増田（宏）委員 それはちょっと誤解があってはいけないんですけれども、改善指導というのをずっとやってきたという経緯がございます。自主規制で平成11年からやってきてまして、ですから相当細かい点についても改善の勧告が出ている。非常に項目としては多いと。

それとご承知のように監査手続自体が毎年毎年変わってまして、監査事務自体も変わるということになるわけですね。そういうふうなことになってまして、だからリスク・アプローチのような指摘でも毎回同じことについて指摘をしているのではなくて、次の新しい手続の中で、これが少し欠けていますよというようなことの指摘があるわけなんです。

おっしゃられるように、特にその中でも重要なものについては先ほど申し上げた監査業務審査会の方で調べる必要があるというようなものがありまして、これは会長を通してですけれども、調査に入るということは現実にございまして、今年に入っても何件か出ています。そういうことがありまして、指導型とは言っても実際に問題があるのではないかと懸念があれば

必ず調査に入るということはやっています。

○渡辺委員 今議論を聞いていまして大変ご苦労されて品質管理レビューをやられている、それなりの効果が上がっているというのはわかるんです。ただ、制度の立て方の問題として、私のように第三者から見まして、ともかく品質管理レビューを経なければ公認会計士審査会にいかないという立て方はかえって制度のクレデビリティを下げるのではないかと。つまり品質管理レビューで見逃されたことは永久に審査会にいかないとか、回ってこない限りは問題があっても仮に例えば別の情報ソースがあっても公認会計士・監査審査会は動けない。こういうことであるとすると、制度の信頼性が非常に外形的に損なう、立て方として損なわれるということが僕は一つあると思います。

それから、仮にそういうことだとして直接の報告徴求、立入検査ということをも認めたとしても、それは常にそういう形で使うのではなくて、むしろこういうことがあることによって品質管理レビューの水準自体がそちらの方の刺激から上がってくるというようなことで、公認会計士審査会に直接権限を与えるということが制度の信頼性も高めるし、品質管理レビューの向上の動機にもなるということだと思いますので、今増田委員がおっしゃったことすべて大変な努力をされていて効果があったとしても、さらに制度的な改善の余地があるのではないかというふうに私は思います。

○藤沼委員 一つ、先ほどの増田委員の質問の中で、協会会則等を変更しないのかという話なんですけれども、それについては先ほど私ども協会の増田委員から話のあった、上場会社の担当している監査事務所については部会をつくって登録制にし、そこで品質管理上特に問題がある事務所についてはその事実を外部に公表することを計画しています。同時に、本質的に問題を解決できない事務所は除名処分をする。除名された事務所とか登録を拒否した事務所については未登録事務所という形で公開する。そういう会則の変更提案を12月の初めに総会を開いて会員の承認を求める予定にしております。

それと今の渡辺委員のご意見ですけれども、現在の制度は、まず公認会計士協会による品質管理レビューが実施され、その上で公認会計士・監査審査会がそれを審査、必要であれば立入検査をするという立て方になっています。これはあくまでも協会の自主規制機関としての品質管理レビューをやらせて、その上で問題があれば公認会計士・監査審査会が資料請求や立入検査なり、必要な措置をとる、こういう形の2階建ての構成になっておりまして、別にこれは世界的にも珍しいものではなくて、他の国でも同じようにやっている国があるということがございます。

それと法律上、いつでも立入検査行けるようにしたらいいじゃないかということなんでございますけれども、これは実際、問題が発生しているわけではありません。問題の事案が発生した場合には協会が公認会計士・監査審査会と連携しまして、協会自身がレビューを早急に実施し公認会計士・監査審査会が行けるような体制を作っています。昨年場合には4大法人の1つの事務所ですけれども、問題が起こった。それについて、ほかの4大法人全部の審査と検査を行いたいということで、これは公認会計士協会も日程を調整して4大法人の品質管理レビューを全てやって公認会計士・監査審査会の要請に応じています。

あと新しい事務所ができた場合はどうなるのかということなんですけれども、新設事務所は監査の実績がないのでレビューしないというのが原則です。次に、既存の事務所から枝分かれして新設された事務所については、公認会計士協会はフォローアップレビューということで、協会の通常のレビューに加えて追加レビューに行くことによって公認会計士・監査審査会の立入検査がしやすい形をつくってきたというようなこともあります。今後、上場会社の監査事務所部会ができますと、そこに登録する新しい事務所については事前審査をしますので、したがってそれらについても公認会計士・監査審査会がいつでも検査できるということになります。ですから、法案変更しなくても必要な時はいつでも公認会計士・監査審査会は審査あるいは立入検査ができるという体制になっておると私は思います。

大事なことは、法律でそれが書かれますと、やはり公認会計士・監査審査会の意向次第なんですけれども、いつでも入る、いつでも立入検査ということになりますとオーバー規制というようなことになりまして、本当の意味での自主規制をベースにした品質管理体制ということの形が大きく揺らいでしまう。公認会計士も自分自身で業務改善しなくてはいけないのに、何か官の調査におびえて仕事をするというようなことにならないかと、そういうようなことが危惧されるということでございます。私としては今の状態でも対応できるのですから、あえてそれを変え規則を強化する必要はないのではないかというふうに思います。

○関部会長 今の点で振角さん、審査会の立場から言って実質的にすべての監査法人に対して検査できるということに実際問題としてはなっているということについてどのように理解をしておけばよろしいのでしょうか。

○振角公認会計士・監査審査会事務局長 それでは、私の方からちょっとお答えしたいと思います。

私は実は公認会計士・監査審査会が立ち上がって直後の一昨年から1年間一理事務局長をやっております、その当時におきましてはまだまだ品質管理レビューについてはいろいろ問題



点が多かったというように思いましたけれども、その後、4大監査法人を含めまして、我々が入りたいものについては先に公認会計士協会がむしろ主体的に入って頂くということで、かなりこの1年間、2年間にわたりまして改善を図られたというふうには認識しております。

そして基本的には3年で一巡する形で品質管理レビューは行われており、もう立ち上がって3年になろうとしておりますので、法制的にどう仕組むかという問題は別としますと、ほとんどの監査法人に対して今機動的に入れるという状態になっていることは事実でございます。

○池田企業開示課長 今審査会の方からそういうご発言があったんですけども、中身は委員の方にご議論いただければと思いますけれども、事実関係として、3年で一巡するのでできるんだということでしたけれども、今日の論点の関係でいうと、新設の法人ができた場合にもフォローアップレビューをやって審査会に入れるようにされるんだということでしたけれども、その準備ができるまでは入れないことは事実で、この紙にあるように今の法制では審査会への委任規定というのは法律で明確に書いてありますので、ここの2ページにもあるようにそういう場合は金融庁長官に、権限が留保されています。金融庁長官の職務は、分掌で言えば私の分掌ですから、もちろん私の課が検査チームをつくって検査に行くということは権限上できるし、そういう例がないわけでもないと思うんですけども、現実にはこういう検査・審査というのは専門的なものも要するので、当然審査会には公認会計士資格のある方も、うちの課にもいますけれども、公認会計士資格のある方を多数擁して、多数といっても20名を多数というかどうかあれですけども、そういうチームで、金融庁としてはそこに専門チームを用意している。そのように検査・審査の体制が、用意されているものが、例えば新しい法人で公認会計士協会のフォローアップレビューが終了するまでに時間を要するという場合には、私の課で検査チームを急造して行くというようなことになるだろうし、それから渡辺委員がおっしゃったような何か特別の情報とか事象が生じたときに、3年一巡のモニタリングのフォローアップという形でいくことが法的には全く不可能ではない、そういう運用を現行法制上のもで対応していくとすればそれで対応していくのだろうと思いますけれども、法律上、そのところに全くの疑義がないのかどうか、そこは審査会も絶えず検査・審査をするときに法律的に大丈夫かどうかを入念に解釈した上で検査に行くというのが実態だと思いますので、検査に行けることが明文で明白だということになっているかその都度解釈をしてからしか検査に行けないのかというのは、制度をつくる立場としては、論点としては存在しているので今日3ページに論点として掲げたので、今日の公認会計士協会の方々の説明で問題が、あるいは審査会の方の実際の運用でやれるとしても、制度を今のまま維持しておくことが合理的かどうかはよくご議論頂きたいと

いうふうに考えるところです。

○大崎委員 私も先ほど渡辺委員がおっしゃったこと、それから今池田課長がおっしゃったようなことを問題意識として感じまして、確かに藤沼会長のおっしゃることも理解できるんです。自主規制というのは非常に重要であるというのは私ども、証券市場の関係者はみんな常々言っていて全く同意見なんですけれども、しかし自主規制というのは、自主規制を終わらせないと直接介入はないというふうにしないと自主規制は守れないのかということそうではないように思いまして、むしろ自主規制と並行して直接の監督もある。だけど自主規制もあるからそれを尊重して直接監督はどちらかという抑制的に行うというような仕組みにしておいた方が、それこそ外形的な信頼性を高めることになるし、ひいては自主規制を今後永続的にきちっと世間から納得してもらいながらやっていく上では、むしろ補強することになるのではないのかなというふうに思います。

正直いいまして、ここで今池田課長からご説明頂いたような制度というのは、なぜそうでなければいけないのか理解しにくいところがありまして、究極的には監督官庁である以上、それは必要があれば立ち入りができる、あるいは報告徴求ができるというのはむしろ当然ではないかなと思います。あとはその権限を乱用しないようにするという問題なんだろうと思うんですが。

○関部会長 大分時間もたってきました、監督のあり方のところの品質管理レビュー及びモニタリングのあり方ということはかなり突っ込んだ議論ができたと思いますが、参入に関する規制の問題、それから外国監査事務所に対する検査・監督のあり方という点についてもご議論頂きたいと思いますし、もう時間がたってきていますからその他の論点についてもご議論頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

では、伊藤さんからどうぞ。

○伊藤委員、増田さんの前にしゃべって恐縮なんですけれども、私は大崎委員のおっしゃることは大変よくわかります。

ただ、一方においてさっき藤沼さんが言われたことに関連するのですが、今、私は会計専門大学で客員教授として1週間に1回ですけども、教えております。前回の審議会で八田先生も同じことを言ったと思いますが、当初考えていたよりも公認会計士に対する若い人たちの見方が大変厳しくなって、公認会計士はさほど妙味がないというような印象に大きく変わってきているんです。

それは、この狭い社会に閉じ込められたマーケットだけを追い詰めて、そしてそこだけ厳し

くしていくということではなく、本席で前から申し上げているんですが、もっと弾力的に公認会計士の仕事をふやしていかなければいけない。つまりそういう明るい展望があってその上で制度も厳しくしていく両面が必要だと私は思います。

ここに幾つか問題が整理されていますが、先ほどの指摘の中で外国監査事務所の監査監督のあり方なんかは全く抜けており、これこそ私は審査会がきちんと入るべきではないかと思いません。

それから、個人公認会計士のいろいろな問題がここにうたってありますけれども、これについてももう少し就業規則規定のあり方を考え直していただきたい。税務の問題は大変厳しいと私は思いますから、国内税に関しては例外とせざるをえないでしょうが、それ以外もっと柔軟に拡大すべきでしょう。それから、監査をやっておる企業グループそのものに対するコンサルティングはある程度制限をしていくにしても、コンサルティング業務をもっと充実させることができないでしょうか。つまり、経営問題に関して公認会計士が全く一言も言えないというのでは内部統制で、今度監査してもらおう立場から見れば経営者は全くばかにするわけです。そういう監査能力で、即ち経営能力が全くわからない男がたまたま数字だけを見て財務報告数値の内部統制云々と言われたって、我々は何を言っているのですかと言いたくなるわけです。つまり、経営的なセンスがある人たちに来てもらって内部統制のようなものを監査してもらわなければ困るというふうに思うわけです。

したがって、いわゆる経営コンサルティング業務のようなものもある程度自由にしてやらなければいけない。それから、個人の公認会計士についても、今の形は税務の問題があって恐らく別会社をみなさんつくっているんだと思うんです。別法人にしてそこで税務業務をやりつつ監査ファームの方は監査だけに限定している。そうすると小さい監査法人は全然拡大しない。財務的基盤も弱い。そういうことになりますと、企業との間の独立性が全く持てないという形になります。つまり、全部つながった形の中における悪循環が発生し、そして不祥事が起こって罰則だけを強くするということになると大変これは閉塞感があって将来展望がないと、こういうような一連の流れに私はなってくるんじゃないかと思うわけです。

したがって、今日はだめだと思いますが、次回以降幾つかの論点に分けて整理して頂いて、例えば監査法人の組織的監査をどうしていくのか、そのディスクロージャーをどうするか。したがって、その業務の多様性をどういうふうに拡大していくか。そうなりますと、責任とか罰則というのはどうあるべきか。それから一方において、いわゆる監査を受ける会社との間の独立性をどう担保させるかを纏めていただきたいと思います。

前から問題になっている監査役に報酬等責任の決定権を与えないで同意見だけでいいのかどうかとか、そういうものもこれからぜひ議論をして頂きたいんですが、今日の私の気持ちとしては、こういう前提に立つと、社員の就業規則のあり方なんかにしてもやはり書き込んでもう少し自由ができないだろうか。

そういう観点からいいますと、監査報告書の署名・捺印に関しても当然のことながらいわば個人だけではなくて監査ファームも責任を持つような形にあるべきではないかというふうに一連の形として考えて頂きたい。

それぞれの問題と、それから全体的な方向づけについて私の意見を申し上げました。

以上でございます。

○澤田委員 今まで議論を聞いておりまして、監視・監督のあり方について多様な意見が出たと思うんですが、まだまだ議論が煮詰まっていないのではと私自身は思っております。

一番最初に振角さんの方から小規模監査事務所の実態報告がありました。この報告を素直に受けて、私の実態感と相当程度近いなと正直思っております。

前回報告された4法人のときには、こういう言い方は失礼なんですけれども、そこまでひどくないよと私は正直思っておりましたけれども。ただ、小規模事務所でやはり200社ぐらいの公開会社の監査をやっているということは事実なんです。ただ、この事実はある意味では経営者がわざわざそのような監査事務所を選んでいるということであって、そういう事実に対してその会社の投資家は関心がないのか何も言わない。このような実態に触れず、すべての監査事務所を一律に全部きれいに整理しなさいと言われていたようですが、それはなかなか非常にコストもかかるし難しい問題であるということがまず一つ。

先程から発言しています協会副会長の増田は品質管理で、私はどっちかといったら懲罰タイプの監査業務審査会から綱紀の方の担当なんです。確かに協会としては、外部有識者のモニター会議でも指摘されているんですけども、やはり公表機能が低い。一般の方は、ひょっとしたら誤解されているかもしれませんが、公認会計士協会は会員に対する業務を制限する処分権は持っておらず、やはり行政の処分権ということになっておりまして、我々には一定の制限があります。だから、そこは実質的な業務を制限することはできないが、監査事務所の品質管理に関する情報を明確に公表することによって、経営者や投資家とか第三者がきちり監査人の良否を判断して選択してくださいということで、我々は今回、上場会社の監査事務所部会を立ち上げようとしています。そこでは、品質管理レビューにおいてこういう指摘があったということを公表します。協会内部でも、ある意味でいうと会員から「監査事務所のランク付けな

のか」と言われているんですが、そこまで踏み込んでやろうという決意をしているということ  
はご理解願いたいというのがまず第1点です。

それとその他のところで、三点ほどのポイントでお話しさせていただきたいんですが、まず個人  
の公認会計士に対する行政責任のあり方についてです。

公認会計士法上の法律の組み立て上は、監査主体として、個人の会計士あるいは監査法人か  
という法律立てになっていると思うんです。個人の場合については監査事務所という概念は公  
認会計士法上ないんですね。もしあれば、それに対しては監査法人と同様の取り扱いになると  
思うのですが。私は現行法上業務改善指示ができないから、それはやらないでくれと言ってい  
るのではなくて、法律上の組み立てとしては一見不備のように見えるけれども、法律上の規定  
の整合性は一応とれていると私は認識しています。

ただ、特に個人の公認会計士に対する虚偽証明に対するペナルティについてですが、これは  
やはり明確に過失と故意は分けていただかないと。故意ではなくて過失の場合であっても、個  
人に対して業務停止命令を越えて登録抹消まで行くことになれば、過失についての量刑の判断  
を広く行政に任されるということは、必要以上に我々を萎縮させ、非常に危険ではないかと思  
っています。その結果、監査人は企業の顔を見るのではなくて行政の顔を見て監査をするん  
ではないかなと。そういう意味では行政からの独立性という意味合いで非常に悪影響を及ぼすと  
思っています。

それとここに示された事例にもありましたけれども、こんなのはひどいじゃないかという問  
題、これについてはもう事実として、故意だと思っています。私は故意でこうやりましたと言  
わない限り、故意と認定できないという話でなくて、私は事実上監査契約して1週間後に監査  
報告書を書くなんてこんな事実、明らかに故意じゃないんですかと。それを逆に故意ではな  
く過失として運用されると、ある意味でいうとちょっと問題があるんじゃないかなと。そこは  
行政が責任を持って故意と認定して頂くべきだと私は認識しています。

次に、継続的専門研修制度の話ですが、前回の公認会計士法の改定においてCPEが義務づ  
けられました。そして、ここに一定の考査を義務づけるべきではないかという主張が示されて  
いますが、少なくとも我々の会計プロフェッションと並ぶ弁護士や医者に対してそういう制度  
は当然ございませんし、協会としては一定のCPE義務違反者の氏名公表も含めたCPEを実  
施しており、この事実を無視されるというのは、我々としては職業的専門家としてなかなかそ  
の存在を認めてもらえないのかなという感じがしております。

それと考査という言い方は非常にきれいですけれども、我々公認会計士、監査人に求められ

ている本当の能力というのは、単なる画一的な知識の蓄積ではないと思うんです。それはなかなか考査によっては確認できない。やはり我々に求められているのは問題点の抽出力であり、問題点の分析、再構築力であり、それを含めたところの説得力も含めたコミュニケーション能力であって、それはなかなか私は考査によって確認されるものではないと思っています。

最後に、これは私の立場からはぜひお願いしたいものとして、社員の競業禁止の規定があります。皆さん、今回の中央青山さんの件で多分お分りになったと思うんですけれども、やはり4大法人の受け皿となるべき中堅監査法人が育っていないという事実が明確にあります。私自身は、すべてこれが原因だとは思いませんが、これの非常に大きな要因として社員の競業禁止規定があるというのは事実だと思っています。

もともと社員の競業禁止規定の大前提としては、公認会計士は監査業務で十分食っていけるという大前提があるのではと思うんです。だから、当然それだったらあなたたちの中核業務は監査業務なんだから監査に特化しなさいといわれているようです。しかし、監査業務だけで生きていけるのは多分4大監査法人のみと言っても過言ではないと思います。すなわち、監査法人の成長過程では監査法人の業務収入によりその構成員の生活費を賄うことは、現行の税理士業務をそのファームに持ち込むことができないという我が国の法制度下では、これはもうほとんど不可能です。

その結果どのようになるかという、監査のクライアントが獲得できそうだということになれば、公認会計士であれば監査を引き受けたい。本当は個人でも十分対応できるんだけど、新規公開の場合には取引所も認めてくれないから監査法人をつくらなければということになります。ただ、このようなときには、監査法人の業務として、第1項業務つまり監査証明業務だけを定款にうたうわけです。だから当然のこととして収入は監査業務収入それしかなくて、監査法人の収支はとてもバランスしません。そこで、第2項業務を監査法人に取り込もうとすると今度は競業禁止規定というのが働いて、本来お客さんから監査法人でやってほしい業務、個人の先生にやってほしい業務、の選択もできないという状況になります。そのようなことで、現状ほとんどの中小監査法人は、第1項業務だけを定款にうたっています。

昭和41年にいろいろな議論を経て監査法人制度が導入されたんですが、競業禁止については、当時はペーパーにも書いておられますように、適正な組織的監査に向けて社員相互間の緊密な協力関係の維持が求められ、立法趣旨とされています。しかし、現在では組織的監査については、昨年の平成17年に監査基準が最終改定され、なおかつ監査事務所自体の品質管理基準が制定されており、それに基づいてもう現在協会が品質管理レビューを実施し、さらにその結果を

受けて公認会計士・監査審査会がチェックし補完するという形になっています。したがって、競業禁止規定を外しても当然そういう適正な運用が求められ、その規定の当初の目的についてはこれがなくとも達成されるのではないかと思います。さらに、昭和40年11月に公認会計士審査会で公認会計士協会の特殊法人化と公認会計士の組織化についての議論がありましたが、競業禁止については「監査証明以外の業務については他の社員の同意があるときは競業を認めて差し支えないと考える。」という結論が出されているわけです。ということも含めて、これは十二分にご検討願いたいと。

最後に、監査法人が監査を実施している企業にその監査法人のパートナーが非監査証明業務を提供するのはどうだという記述があります。これはまさに業務の同時提供に類する利害関係の話であって、これは当然のこととして利害関係の方で禁止すべきだと、そういうふうに認識しております。

以上、よろしく申し上げます。

○関部会長 ちょっと公認会計士以外の方から少し議論を頂いて、増田さん、最後にちゃんと当てますから。

原さん、どうですか。

○原委員 ありがとうございます。先ほどちょっと手を上げたんですが、私が発言したかったことを委員長の方で発言をして頂いたんです。

協会の方々のご意見とか事情とかというのは前回も今回もかなり詳しくお話をくださっていて非常に理解が進んだところがあるのですが、先ほどの例でいえば審査会の側はどう考えているのかということをお聞きしたかったのでそのときちょっと手を上げたら素早くやってくださったのでそれでなんですが、今のお話を聞いていても、先ほど行政からの独立性の話で、故意と過失についてはその判断なんかは協会の方にとというのがあったんですが、ちょっとやはりそれは逆ではないかというふうに思っていますね。やはり故意とか過失の判断というのはご自身たちの協会で行われるということは、私はバイアスがかかって、そういった判断は金融庁が持たれるべきではないかなというようなことを聞きながら考えたり。

それから競業のところも大変関心があるのですけれども、今のお話を聞いていると、報酬規定、そういったものが一体どういう仕組みのもとで行われているのかという、これで食べていけませんというお話なわけですから、どういう報酬規定のもとでどういう配分になっているのかというあたりまでお聞かせいただかないと何かうまくしっくりこないなというような感じがしておりました。

ですから、状況としては業界の中の話としてはわかりはするのですが、先ほどから大崎委員がおっしゃられているように、業界は業界なりのもちろん自主制度で自主規制でおやりになるべきであって、それと金融庁、行政がやろうとしていることは別に対立構図にあるのではなくて、全体的には皆、方向性は同じ。方向性は同じでどこまで強化するという線を置くのかというのと組み立て方だと思いますので、納得のいく議論を尽くしていただければと思います。

○大崎委員 何度も発言させて頂いてすみません。

さっきの監督以外の部分について私の意見を申し上げたいと思うんですが、まず最初の参入に関する規制というところあまりご発言された方がなかったんですが、私はここに書かれているような話でいいのかなと。つまり有限責任形態の監査法人というものをつくるのであれば、最低資本金規制等が必要になって、そうするとその規制をきちっと満たしているかどうかをチェックするという趣旨で登録制ということになるんであろうというふうに思います。

それから、外国監査事務所に対する検査・監督云々という話ですが、これはこの資料にもございますようにアメリカやEUは逆に日本の監査法人に対してそういうことを言っているわけでありまして、日本側からも一種の相互主義で要求していくのは当然であらうというふうに思います。

それから個人の会計士の責任については、先ほど振角さんからのご説明にもございましたが、私も個人についてはかなり扱いが違ってしまっているという印象を受けまして、そこにはあまり合理性はないのではないかなという気がいたしますので、基本ここに書いてあるようなことなのかなと思っております。

確かに先ほど澤田さんのおっしゃった、個人の場合に登録抹消というのは重過ぎる、過失で登録抹消というのは重過ぎるんじゃないかというようなご指摘も理解はできなくはないんですが、ただこれは法律でそういう可能性を認めても必ずそうするというわけではないと思いますので、非常に悪質なケースというのも当然あるだろうと思いますので、そういう場合に、過失だったからということで登録抹消しなくていいのかというような問題もあります。

それから継続的専門研修制度のところ更新制とか考査を義務づけるべきというようなことも書いてあるんですが、これは私はあまり必要ないのではないかという気がしています。私は、常々いわゆる資格職業の更新制というのはあまり意味がないんじゃないかなというのを感じておりまして、それこそ再試験みたいな制度をすると無意味なことに優秀な人たちの精力が割かれるだけで、は本当の意味の品質管理の効果は少ないんじゃないかなと思っております。

それから競業禁止でございますが、私は先ほど澤田委員のおっしゃったことはかなり説得力



があるんじゃないかというふうに思っておりまして、全社員の同意というような厳しい要件があれば競業禁止についてそこまで神経質にならなくてもいいのではないかと思った次第でございます。

それから最後に、これは人の揚げ足をとってはいけないんですが、澤田委員のおっしゃったことの中で、行政からの独立が大事で、会計士は行政を見て仕事をするのではなくて企業を見て仕事をするべきだとおっしゃったんですが、私はそこはちょっと納得いかないところがありまして、やはり一種の公益的な仕事ですから、行政は公益を代表しているわけですから、やはり行政とある意味同じ方向を向いてほしいと思いますし、できれば企業ではなく投資家の方を向いて仕事をして頂きたいなと思った次第でございます。

○弥永委員 私も既にご指摘があったように競業禁止規定はもともと監査法人の利益を守るために置かれているはずなわけで、やはり合理性がないのではないかと。現在の規定は合理性がないのではないかという印象を持ちました。

そしてもう一つ、やはり個人の公認会計士に対して業務の遂行の方法が著しく不当な場合に何もできないというのはあまりにも問題があり過ぎると思います。そして公認会計士監査審査会が出されました資料を拝見しても、例えば監査報酬が低廉であるために審査を省略したなんてこういうことを言われるというのは、やはり問題があり過ぎだと思うんです。すなわち結局このようにやるべきことをやらないせいで監査報酬を低く出せるという公認会計士の方々がいらっしゃるというのは、これは適正な監査報酬を決め、そしてそれによって適切な監査をして頂くというためには大きな障害になっているわけございまして、私はやはり監査報酬があまりにも低い場合にはどこかで手を抜いているんじゃないか、あるいはどこかできちんとやっていないんじゃないか、こういう制限が働く可能性があるので、そういったところについてやはり公認会計士・監査審査会、あるいは日本公認会計士協会のレビューできちんとチェックして頂きたいという印象を持っております。

○岩原委員 私も基本的に大崎委員や弥永委員のご意見と同様でございまして、大崎委員ご指摘のように参入規制は大体こういうようなことになるかと思いますし、外国法人に対する監督の規定も当然必要だと思います。

それから、個人の会計士の扱いと監査法人の扱いが違うというのは合理的な理由はないと思いますので、先ほどそういう場合であれば故意の認定をすればよいのではないかというご意見がございましたけれども、故意の認定というのは裁判所でもそうですけれども、どうしても慎重にならざるを得ないところがありますので、著しく不当な監査業務が行われていると見られ

る場合であれば、これはやはり審査、処分の対象になるのはやむを得ないことであって、監査法人と個人の公認会計士の間にそういう点での差があるというのは不合理だろうと思います。

それから競業禁止については何人かの方がおっしゃったとおりだと思いますが、大きい問題はむしろ利益相反の問題ではないかというふうに澤田委員もご指摘ありましたように、監査法人なりに利益相反の問題を起こさないような形でどういう業務をやらせるべきか。監査業務以外の点についてどういうことを認め、そして一方でどういう点については利益相反の問題があるので禁止をするのか、そこの方が中心的な課題であって、競業禁止の形で処理するというのは合理的ではない。むしろ監査業務の本来のあり方の方をもっと議論すべきかなという感想を持ちました。

以上です。

○上柳委員 私も特に外国監査事務所に対する監督、それから個人の会計士さんに対する監督はきちんとやるべきだというふうに思います。

大崎委員が言われたことと少し重なるかもわかりませんが、今問題になっているような会計士さんの問題といたしますか、きちんと監査をやることについての問題点というのは、なかなかテストといたしますか、考査でははかりにくい問題と思うんです。ここは慎重論です。

それから最後の競業禁止のところですけども、これも少なくとも理屈から言えば一定の場合に競業禁止が解除されるのはむしろ理が通っていて、ただしいわゆる利益相反の問題がありまして、特に7ページの「・」2つ目というのはご指摘のとおり、これは多分競業が解禁されても利益相反ということでだめな事例ではないかと思います。

ただし、原委員からもご指摘ありましたけれども、監査業務だけではなかなか事務所が維持できないというような実態論から制度改革をするということには大変抵抗があります。利益相反禁止をきっちり遵守できるという体制が、あるいはそういう環境整備ができたということのもとに競業禁止が解除されるべきだと思います。

○原委員 もう1点だけ追加させて頂きたいのですけれども、大手、大きい監査法人とそれから今日は中小というんでしょうか、小さいところの監査法人とのかなりの差というんでしょうか、感じ取ることができました。

それで研修のところなのですが、考査とか、それから義務づけとか、それから更新とかというのはなじまないという話だったのですが、私もちょっとそこまでの仕組みは要らないのかもしれないけれども、研修については私はやはり非常に肉づけを図って頂きたいというふうに今日のお話を聞きながら逆に思いましたので、特に個人でおやりになっているところとか中小

でおやりになっていらっしゃるというところは、業務の内容もでしょうけれども、意識づけというんでしょうか、そういったあたりではこれまで多分その部分があり手薄だったために実際に今回この調査というんでしょうか、品質レビューなんかやってみるとこういう結果になっているというふうにも思いますので、そこは拡充はぜひ図って頂きたいと思います。

○関部会長 ありがとうございます。ほかに。

それでは、増田委員。

○増田（宏）委員 それでは3点ばかりちょっと申し上げて。

1つは、監査法人に対する監督のあり方のところの参入に関する規制。先ほどご意見がいろいろあったと思うんですけれども、有限責任になった場合は登録制にして規制を担保する、こういうお話がありました。実は、今会計士協会では個人の会計士の方、それから監査法人も強制的に入会する仕組みになっていまして、実際そういう登録といいますか入会実務をやっている。しかも、先ほど会長の方からちょっとお話がありましたけれども、上場会社、監査調査部会というのを設けてそこできちとした形で自主的なチェックもしていこうということになりますので、必要があればそこにおいて有限、無限のところも公表していくということも可能だと思います。

ですから別に今の体制で十分できると思いますし、監査法人の設立後は今の監督官庁の方の管理だとか監督に付するという点は同じわけで、特にこの法律で決める必要はないだろうというふうに私たちは思っています。監査法人については強制的に会計士協会に加入する義務があります。それがまず第1点です。

それから2点目の、先ほど海外の事務所についての問題がございましたけれども、これは同意見で、我々としては公認会計士・監査審査会なり金融庁の方に登録して頂いて、公認会計士・監査審査会の方で検査をされるということは、我々としては別に問題ないと思いますし、我々の会計士協会の会員ではないわけで、海外の事務所会計士ですからこれについては我々としては別に特にないと思います。これは相互にやって頂いて問題はないと。

それから3点目ですけれども、先ほど振角さんの方からご説明のあった資料2-2の34ページに被監査会社の問題点ということで2つ例が挙がっています。

前回も申し上げたと思いますけれども、資本市場、証券市場を監督する国際的な規制団体であるIOSCOで経営体における執行と監視というのをきちんと分けて、監視する側が監査人の選任、解任、報酬の決定をするという仕組みがまずあってしかるべきです。こう言うては申しわけないんですけれども、弁護士さんとか税理士さんとかというのは相対なんです。相対で

依頼者との関係だけなんですけれども、我々は監査している側がもちろん利害関係者ですけれども、むしろそうではなくてその後ろにいる株主だとか債権者だとか、そういうステークホルダーが本来の意味のお客さんだということなんです。そういう意味ですと、やはりそういう体制ができていないと無理だと思うんです。

実はサーベンス・オクスレー法という企業改革法の303条にあるんですけれども、会計監査人は監査人を威迫だとかプレッシャーをかけてはいけないという規定が入っているんです。そういうことがあって今ここに書いてありますように株主総会で承認することもできるだとか、先ほどの話ではないけれども、監査報酬は安くして必要な監査意見を出せなくなってしまうとか変な話がいっぱい出てくるわけですね。監査報酬を決定する権限が経営者側にある、執行する側にあるという基本的な問題があるんです。その辺をぜひご理解頂いて、特に資料2-2の34ページの小規模監査法人が実施した上場会社の監査において、債権の確認について被監査会社から確認状の一部の発送をとめるように要請があったという事例があった。こういうことは、普通はあり得ないはずなんです。ということは、もう監査人としての役割を果たせなくなっているわけなんです。でも断ればいいじゃないかという話だと思うんですけれども、その辺はなかなかいろいろ難しい問題があると。本来、だから執行する側だけではなくて、監視する側が監査人についての権限を持つということが必要なんじゃないかと思うんです。

以上です。

○藤沼委員 今協会の増田委員の言ったことの補足なんですけれども、サーベンス・オクスレー法の303条は、これは明確に公認会計士に対して不当な影響、強要操作、誤誘導等を行うことは違法であるということをはっきり書いてあるわけです。監査人の独立性の維持というのは監査のまず第一の要点でございますので、そういうような規定の配慮を今回考慮して頂きたいと思います。

○関部会長 よろしいですか。飛山さん、よろしいですか。

○飛山委員 証取の立場からちょっと1個ありまして、それは個人の公認会計士の行政責任のことですけれども、皆さん意見が出ていますとおりで、現在でも個人の公認会計士の方に監査を依頼している上場会社は多数あるわけで、それをきちんとやられるというのは非常に大事だと思っているんです。責任だけを強化すればいいという話ではないんですけれども、実態を聞いてみたりしたり、それから投資家からとってみますと、その上場会社は監査法人によって監査されているとか、公認会計士によって監査されるとかあまりそんなことは関係ないわけで、ちゃんとされることが大事なので、その意味からするとここに書いてある資料の記載の行政責任

の強化のところはちょっと前向きに検討してもらいたいなという感じを持っているということ  
でございます。

○関部会長 ありがとうございます。

そろそろ終了の時間が近づいてまいりましたので、本日はこのあたりとさせて頂きたいと存  
じます。

いろいろとご意見を頂きまして本当にありがとうございました。今回の議論によりまして、  
監査法人制度のあり方等に関する主な論点の議論が一応一巡したというふうに考えております。

次回の会合におきましては、事務局の方でこれまでの議論を整理して頂いて、それに基づい  
てまた皆さんからさらに議論を深めて頂くということでとり進めたいというふうに思っており  
ます。

それでは、次回の日程につきまして事務局から連絡をお願いいたします。

○池田企業開示課長 次回は12月8日、金曜日、2時からということで開催させて頂きたいと  
思います。

正式なご連絡は改めて事務局より発送させて頂きますので、よろしくをお願いいたします。

○関部会長 それでは、本日はどうもありがとうございました。

これにて散会いたします。

午後12時02分 閉会